

第21回地域福祉セミナー

「重なり、つながる支援の実践に向けて」

日 時 : 令和5年11月16日(木) 13:15~15:45

会 場 : 仙台市福祉プラザ2階 ふれあいホール

主 催 : 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会、仙台市

共 催 : 仙台市地域包括支援センター連絡協議会

後 援 : 仙台市連合町内会長会、仙台市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部、仙台市共同募金委員会、仙台市老人福祉施設協議会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、一般社団法人宮城県社会福祉士会、仙台商工会議所、公益社団法人仙台青年会議所

目 次

行政説明 1

「つながる支援 仙台市の重層的支援体制整備事業について」
仙台市健康福祉局地域福祉部社会課 課長 斎藤 千秋 氏

基調講演 9

「人と人がつながる、これからの地域づくりに向けて」
東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏

パネルディスカッション 21

「つながりを絶やさない支援のかたち」

パネリスト

中田西部地区民生委員児童委員協議会 会長 伊藤 正之 氏

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

地域ケア実践モデルプロジェクト参事

兼 地域生活支援拠点担当チーム長 高橋 正佳 氏

仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長 伊丹 さち子 氏

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

事務局次長 兼 地域福祉部長 岩渕 徳光

コーディネーター

東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏

参考資料 24

開催要綱 46

プログラム

テーマ 「重なり、つながる支援の実践に向けて」

1. 開 会 【13:15~】

2. 行政説明 【13:25~】

「つながる支援 仙台市の重層的支援体制整備事業について」

説明者

仙台市健康福祉局地域福祉部社会課 課長 斎藤 千秋 氏

3. 基調講演 【13:35~】

「人と人がつながる、これからの地域づくりに向けて」

講 師

東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏

休 憩

4. パネルディスカッション 【14:35~】

「つながりを絶やさない支援のかたち」

パネリスト

中田西部地区民生委員児童委員協議会 会長 伊藤 正之 氏

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

地域ケア実践モデルプロジェクト参事

兼 地域生活支援拠点担当チーム長 高橋 正佳 氏

仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長 伊丹 さち子 氏

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

事務局次長 兼 地域福祉部長 岩淵 徳光

コーディネーター

東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏

5. 閉 会 【15:45】

<ご来場の皆様へのお願い>

- ・ホール内は飲食禁止です。ご飲食はホワイエでお願いします。また、ごみの持ち帰りにご協力ください。
- ・喫煙は1階庭園東側、指定の場所で行ってください。
- ・災害時は係員が誘導いたしますので、指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ・携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
- ・来場の皆様による会場内の写真撮影はご遠慮ください。特に登壇者の発表スライド等、個人情報が含まれる場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ・本会では会場内の撮影を行っております。撮影したものに付きましては、本会広報等に使用する場合がございますことを予めご了承ください。
- ・会場内外で発生した事故・盗難等につきましては、主催者・会場・出演者は一切の責任を負いません。自己の責任の上管理いただきますようお願いいたします。特に不特定多数の方が入場いたします会場内での貴重品等の管理には、十分ご注意ください。

令和5年11月16日

仙台市健康福祉局社会課

つながる支援

仙台市の重層的支援体制整備事業について

～人と人がつながり合い、つながり続ける地域社会の実現を目指して～

目次

1. 重層的支援体制整備事業とは
 - (1) 事業の背景
 - (2) 事業の枠組み
2. 仙台市の重層的支援体制整備事業
 - (1) 事業の内容
 - (2) 仙台市の基本方針
 - (3) 「つながる会議」の展開
3. まとめ

1. 重層的支援体制整備事業とは

(1) 事業の背景

- ・令和3年4月の社会福祉法改正により創設された事業。
- ・従来、日本の福祉制度は属性別、対象者の抱える課題別の制度による専門的支援の提供
→個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化
→制度・分野ごとの「縦割り」や支える側・支えられる側という従来の関係を越えて、人と人、人と社会が
つながり合う取り組みが生まれやすい環境づくりの必要性 ⇒国において「重層的支援体制整備事業」を創設

(2) 事業の枠組み

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において以下3つの支援を一体的に実施。

- ①高齢者や障害者といった本人や世帯の属性を問わない**相談支援**
- ②就労や居住支援等による社会とのつながりを回復する**参加支援**
- ③地域社会からの孤立を防ぎ、交流や活躍の機会を生み出す**地域づくりに向けた支援**

さらに、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するため、以下2つの機能を強化。

- ④支援が届いていない人を把握し、支援を届ける**アウトリーチ等を通じた継続的支援**
- ⑤複雑化・複合化した事例について整理・調整・役割分担等を行う**多機関協働による支援**

2

2. 仙台市の重層的支援体制整備事業

(1) 事業の内容

仙台市では、令和5年度から重層的支援体制整備事業を実施。

①包括的相談支援事業

- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者相談支援事業所
- ・子育て支援専門相談
- ・発達相談
- ・わんすてつぷ など

③地域づくり事業

- ・第1層生活支援コーディネーター
- ・障害者小規模地域活動センター
- ・児童厚生施設
- ・公立保育所子育て支援
- ・小地域福祉ネットワーク推進 など

②参加支援事業・・・「ひなたぼっこ」(NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター)の24時間緊急受け入れ

④多機関協働事業

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

} 仙台市社会福祉協議会の
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置

すべて従来から実施していた事業を「重層的支援体制整備事業」として位置づけたもの。
⇒では、新しい取り組みとは？

3

(2) 仙台市の基本方針

孤立させない
つながる支援

1 保健福祉センターを中心とした支援体制の充実・強化

様々な理由で福祉サービスなど公的支援が届きにくい人に対し、保健福祉センターが**市社協CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)**と連携し、関係機関や地域資源(※)と連動した幅広い支援を検討する。

2 つながり検討の場の設置

「**つながる会議**」を用いて、「**公的支援×地域資源**」によるケース支援・見守りの体制を考える。

3 「つながる」支援の実施

CSWなどの支援者が、実際に足を運び(アウトリーチ)、関係者とのつながりをつくる中で、孤立化を防ぐ。

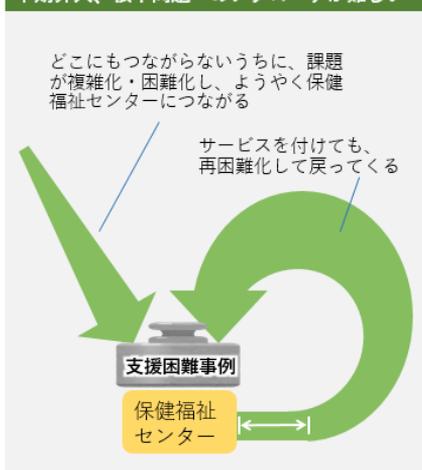
※「地域資源」:ここでは、地域の支援者の方々(民生委員児童委員、地区社協、ボランティア、NPOなど)・地域の活動、支援の場や取り組み(見守り活動、サロンなど)をいいます

4

参考:問題の困難化・再困難化を防ぐイメージ

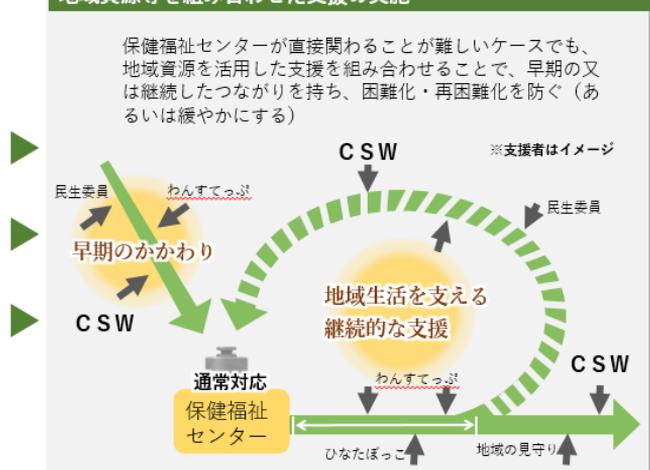
《現状》

早期介入、根本問題へのアプローチが難しい



《今後》

地域資源等を組み合わせた支援の実施



5

(3)「つながる会議」の展開

「つながる会議」

- ・各区保健福祉センター（総合支所も含む）の関係各課、市社会福祉協議会のCSW、その他ケースの課題に応じ、当事者をとりまく関係機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、わんすてっぷ、ひなたぼっこなど）が参加。
- ・関係者で本人、世帯の情報共有を行いながら、課題の解きほぐしや支援のあり方について検討（令和5年度は各区においてモデル的に2事例を取り上げ実施中）

※仙台市では、下記の2つの会議を「つながる会議」と総称。

1 支援会議（根拠：社会福祉法第106条の6）

市町村が支援関係機関等を招集して開催し、ケースの支援に関する検討を行う会議。会議参加者には守秘義務が課されるため、本人の同意がなくとも個人情報の共有が可能。

2 重層的支援会議（根拠：重層的支援体制整備事業実施要綱）

多機関協働事業者である市社協CSWが「本人から個人情報共有の同意を受けて」開催する会議。CSWが本人の意思を踏まえた支援プランを作成。

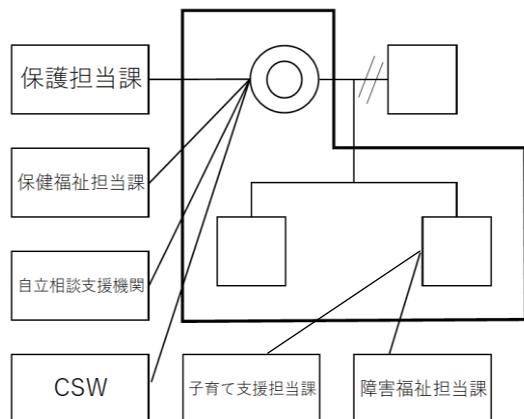
6

参考：具体的な取り組み事例

【世帯構成】

- ◎ 世帯主Yさん(40代女性)
- 長男(中学生)、□ 次男(特別支援学校小学部)

- 前夫とはDVを理由に離婚。
Yさんは世帯の生計を立てながら、重い自閉症と知的障害のある次男を含む2人の子を育てている。
- 次男の生活リズムが整わず、しばしば登校の送迎バスに乗れないことがある。Yさんが送迎せざるを得ないことが多く、安定した就労時間を確保できない。→生活困窮
- 生活保護を受給する場合に、車の所持を認められないと考えており、困窮していても生活保護の申請は行わず、支援制度などを活用しながら、何とか生活している。
- Yさん自身で支援制度を調べ、様々な窓口相談をしているが、支援機関間の情報の共有はされていない。



7

支援のきっかけ

CSW

- 生活福祉資金貸付の相談のため、Yさんが社協に来所される。
生い立ちから現在の状況に至るまでの詳細な状況を話され、CSWが傾聴し想いを受け止めた。
→その後も伴走して、本人の想いを受け止める。
- CSWが話を聞く中で、様々な窓口で相談していることを把握する。
- 各支援機関と情報共有し、多機関協働での支援を行うため、支援会議（つながる会議）を行うこととする。
- Yさんが1人で抱え込まないよう、地域内での仲間づくりを検討する。

成果

地域

×

支援
機関

×

CSW

- CSWがYさんに伴走し、想いを代弁していくことで、本当のニーズを引き出し、適切な支援につなぐことができた。
- 支援機関が「つながる会議」での情報共有を通して、本人の考えを徐々に整理し解決していく優先度や現時点での妥協案を導き出した。
→生活保護の受給につながり、家計面での安定を図ることができた。
- 子育ての悩みを共有できるよう、子育て支援グループ（発達に気になる子の相談対応）へつなぐ。
→本人の心のよりどころとなる居場所をつくることができた。

8

3. まとめ

- ・仙台市の重層的支援体制整備事業は令和5年度から開始
- ・基本的には、従来から実施している事業を位置づけ
- ・新たな取り組みとしては「つながる会議」：市社協CSWと各区・総合支所保健福祉センターの関係課職員、必要に応じて関係機関、地域の支援者等が参加する会議を開催。
- ・ポイントは「公的支援と地域資源とが連動したケース支援」
- ・令和5年度は「つながる会議」を各区で2例ほどモデル的に実施。
今年度の実施状況を踏まえ、さら到来年度以降の展開のあり方を検討

- 制度の狭間や複合的な課題を抱えた対象者に支援を届けていこう、様々な支援主体や機能がつながり合い、制度などの垣根を越えてケースに対応していく体制やしくみをつくっていこう、というのが、重層的支援体制整備事業の趣旨。
- 「孤立させない つながる支援」を、皆様と一緒に実現していきたいとします。
地域の支援者の皆様も、ぜひご協力をお願いします。

9

人と人がつながる、 これからの地域づくりに向けて

2023年11月16日

東北福祉大学総合福祉学部

教授 都築光一

はじめに(1)

○求められる少子高齢化に対応した地域福祉システムの構築

- 制度中心の社会福祉政策から、市民の生活支援に向けた制度改革へ

⇒少子高齢化と世帯分離の進行により、家庭機能が崩壊に向かっており、かつて家庭内で行われていた、相談協議も含めた困りごとへの世帯単位の対応が、地域社会の仕組みで行う必要が出てきた。そこで生活支援を担う福祉分野の包括的な拡充が求められるようになった。

はじめに(2)

・縮小する地域社会

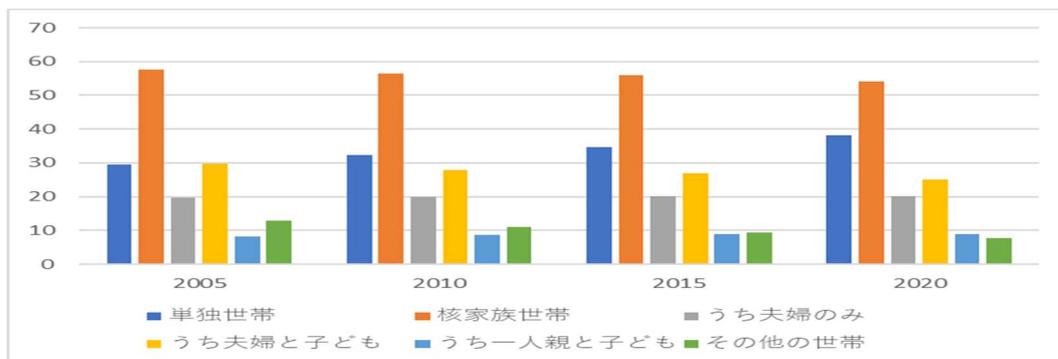


図1 世帯の類型別推移

- ・資料：令和2年国勢調査 人口等基本集計結果の概要資料
- ・総務省統計局 p 35

はじめに

・社会が激変する中で、脆弱化する地域社会の地域生活課題に対応するため、新たな仕組みが必要とされるようになり、地域福祉の一部が政策化され、包括的支援体制として登場し、この中の「重層的支援体制」が実施されはじめてきている。

- ・1, 包括的支援体制と重層的支援体制
- ・2, 相談支援
- ・3, 参加支援
- ・4, 地域支援
- ・5, その他
- ・6, これからの相談支援活動

1, 包括的支援体制と重層的支援体制(1)

(1) 包括的支援体制の背景

- 8050問題やヤングケアラー、ダブルケアなど、現在の複数の制度を活用しても、「支援」にたどり着けない課題を抱えた相談が多く見られるようになっている。
- 「どんな支援が必要か」の前に「まず悩んでいる実情を聴く」ことができる相談担当者が求められている。
- 時と場合によっては、「緊急対応」もできる相談も可能な、「柔軟な相談窓口」が求められてきている。

1, 包括的支援体制と重層的支援体制(2)

- 包括的支援体制とは . . .
- 重層的支援体制＋その他地域生活課題の解決を支援する体制(福祉以外の領域)(社会福祉法第6条第2項)
- 市町村地域福祉計画は、「包括的支援体制」に関する事項を計画の中に位置づけなければならない。
(社会福祉法第107条第1項第5号)

2, 相談支援

様々な制度を、一体的かつ包括的な相談支援のための体制が必要となっており、これに従事する職員として「地域における福祉、就労、教育、住宅(生活困窮者自立相談支援事業)」や「要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援(地域支援事業)」などを担うことができる者が必要となっている。

3, 参加支援

地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

⇒地域社会とのつながりづくりの取組み

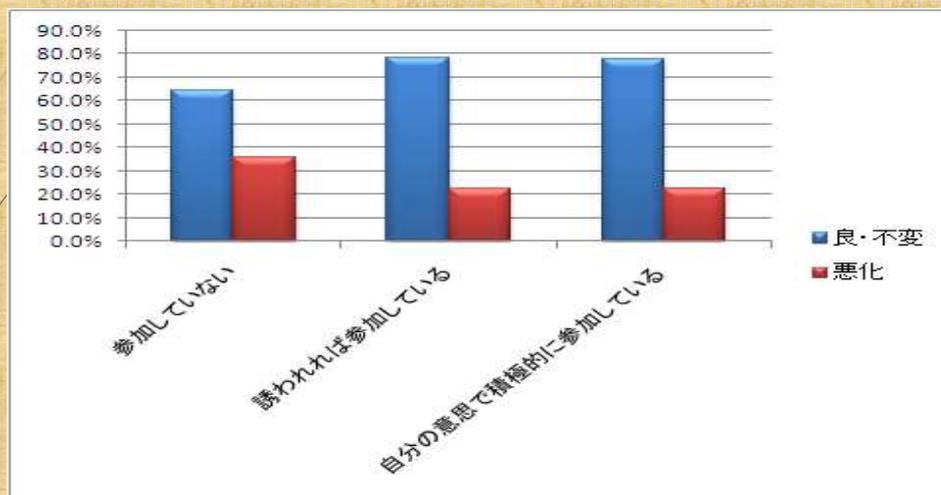
4, 地域支援

- 地域住民が自立した日常生活を営むために、参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止や解決のための体制の整備、地域交流の拠点の開設その他援助を行うため、次に掲げる事業を一体的に行う事業
- ①介護保険法に掲げる事業のうち介護予防事業と介護予防の体制整備事業
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に掲げる地域活動センターでの社会との交流事業等
- ③子ども・子育て支援法に掲げる地域子育て支援拠点事業

研究結果①-2

外出と心身機能(1回目→2回目)

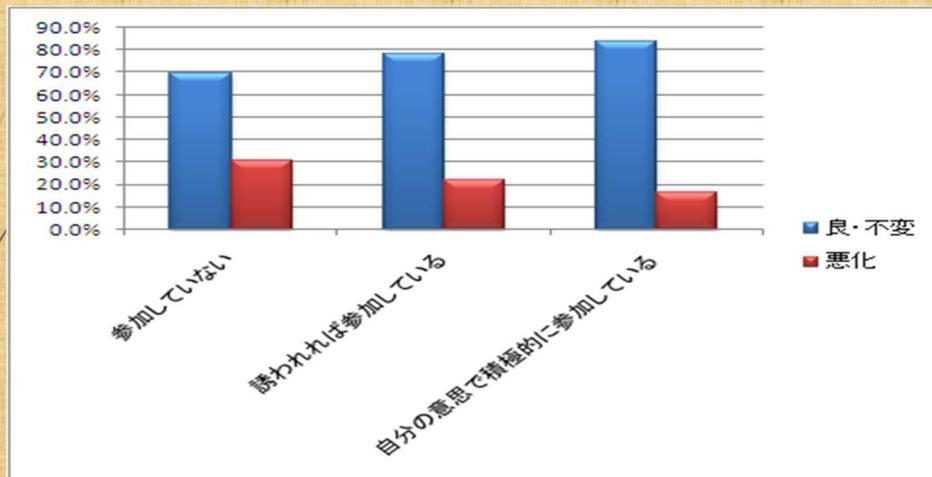
N=2084 p<0.01



研究結果①-5

交流と心身機能（1回目→2回目）

N = 2058 $p < 0.01$



5, その他(相談支援、参加支援、地域支援)

- 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施する場合は
 - ① 母子健康包括支援センター
 - ② 地域包括支援センター
 - ③ 基幹相談支援センター
 - ④ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者
 - ⑤ その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努める。
- 事業の一体的な実施が確保されるよう**必要な措置を講じた上で**、事業の事務の全部又は一部を、委託することができる。

6, これからの相談支援活動(1)

- 少子高齢化に伴い、世帯人員の減少が進んでいる。
- 障害者の高齢化が進み、介護保険制度だけでは対応できない事例が出現している。
- 高齢者世帯への支援となった場合であっても、高齢者福祉制度だけではなく、福祉以外の制度による支援が必要な事例も増えてきている。(医療保険制度など)
- 何より、具体的な支援に入る前に、じっくりと傾聴を必要とする事例が多い。

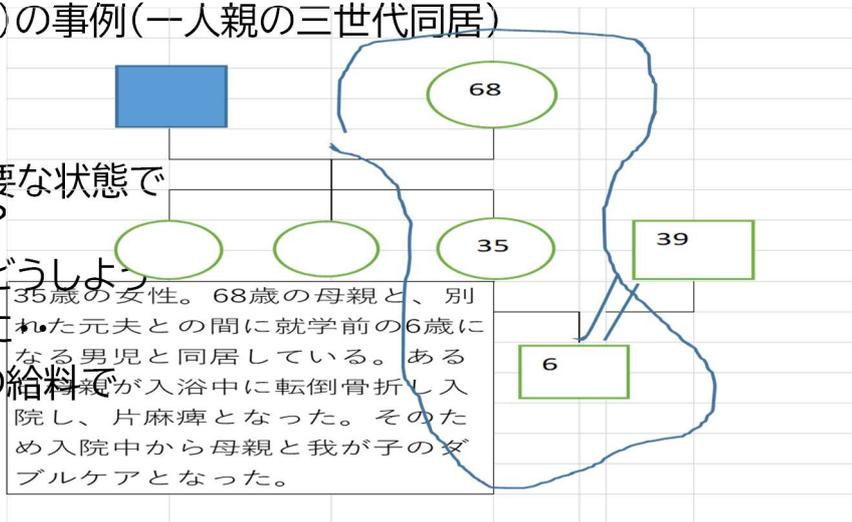
相談支援体制の説明図の例

新規制度	従来の福祉制度		新規制度	地域生活課題解決支援 (出口)	重層的支援体制 (相談支援)	包括的支援体制
	相談窓口	児童・子育て福祉 給付・サービス				
	相談窓口	障害児者福祉 給付・サービス				
	相談窓口	高齢者・介護福祉 給付・サービス				
	相談窓口	生活困窮者支援 給付・サービス				
福祉総合相談窓口 (入口)	相談窓口	その他福祉支援 給付・サービス	(連携関連領域) 地域生活課題解決支援 (出口)			
連携調整	保健・医療	支援				
	教育	支援				
	住まい	支援				
	就労	支援				

事例で見る相談支援－1

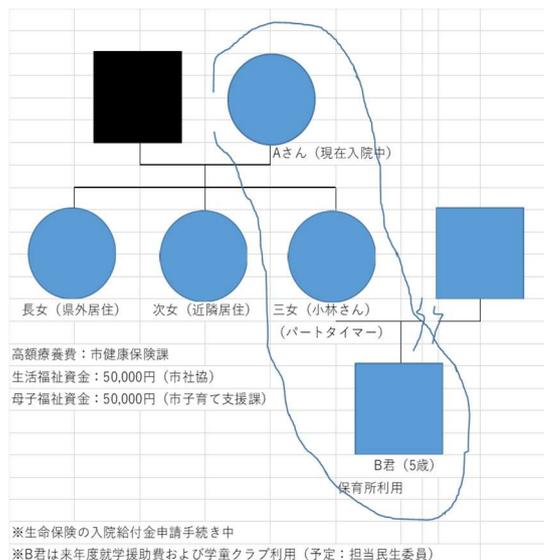
- 小林さん(仮名)の事例(一人親の三世代同居)

- 医療費が大変
- 母は介護が必要な状態で退院するのか？
- 息子の養育はどうしよう
- 来年入学なのに給料で生活できるか



事例で見る相談支援－2

- 小林さんへのアドバイスが功を奏し、高額療養費、生活福祉資金、母子福祉資金の借りができ、償還については、生命保険の入院給付金が下りた段階ということで話がまとまった。
- B君についても、保育所だけでなく、来年就学後の支援策もまとまった。
- 次は、Aさんの退院後の生活の見通しで、地域包括ケアシステムの有効活用に向け、病院の退院時支援が積極的に実施され、退院前に介護保険の要介護認定を受け、福祉用具の貸与が決まった。
- 小林さんは、パートながら常勤職と同じ勤務形態で5年目に入っていた。



必要な相談支援と地域との繋がりづくり

- ⇒相談段階でサービスや制度に結びついて、相談するまでの間にこれまでの繋がりが遮断された関係が、一気に回復できるわけではない。
- 相談＋繋がりへの支援(参加支援)が望まれている。
- 人々が地域社会で生きていくためには、地域社会の人々との繋がりが不可欠
- 様々な人々が、その人らしく生きがいを持って生きていける地域社会の形成をめざす。

これから地域活動に求められるもの

- 社会福祉法第4条第2項
- 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動の機会を確保できるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 活動推進の多様性と主体性が求められる
- 今後に向けて自分たちがいきいきと生きると同時に、子孫に引き継げる地域をつくるために

おわりに

- 制度に地域特性は配慮しない
- ⇒制度は、全国どこでも（都市部でも農村でも過疎地でも・・・）適用できるようにするために、地域特性に関しては考慮しない。
- ※制度は一定の社会資源があることを前提としている。
- 2) 制度に定められた内容を厳格に適用すると、地域特性が失われる
- ⇒市町村毎に進めたい内容と、制度が求める事項の調整が重要となる。

おわりに

支援が必要な状態となっても、住み続けることができ、お互いに励まし合いつながりのある地域づくりがもとめられる

いつまでも住民の話題となる人と、確かに地域生活しているものの、人々から忘れられている人

互いに支えあうためには、例外を作らない地域づくり

地域の

Q

0

C

パネルディスカッション

「つながりを絶やさない支援のかたち」

パネリスト

中田西部地区民生委員児童委員協議会 会長 伊藤 正之 氏

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）
地域ケア実践モデルプロジェクト参事

兼 地域生活支援拠点担当チーム長 高橋 正佳 氏

仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長 伊丹 さち子 氏

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

事務局次長 兼 地域福祉部長 岩渕 徳光

コーディネーター

東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏



イラスト

やまし ともや
山岸 智也

第21回地域福祉セミナー

- 重なり、つながる支援の実践に向けて -

コーディネーター



つぎの世
都築 光一



いとう まさゆき
伊藤 正之

地域の一員として、高齢者や児童・生徒のお役に立ちたいものです。

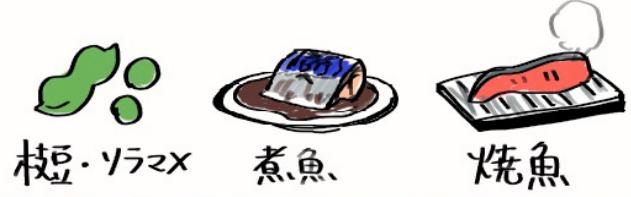
中田西部地区民生委員児童委員協議会 会長
平成26年12月に民生委員児童委員に就任。
仙台南警察署 少年補導員（～令和5年3月）、西中田児童館
子育て支援クラブ、西中田小学校 サポーター・読み聞かせ・
まもらいだー、仙台南警察署 協議会委員も務めている。

好きなこと



音楽・落語鑑賞 読書

好きな食べ物



大豆・ソラマメ 煮魚 焼魚

人は、誰かに助けられ、また、誰かを助けている。当たり前ではあるが、すごく大切なこと。つながることは、私、関わる全ての人が幸せに近づく大切な輪。

仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長
平成28年に社会福祉法人仙台ビーナス会西中田地域包括支援センターに入職。包括協会長になって4年。
看護師、介護支援専門員の資格を持っている。



いたみ こ
伊丹 さち子

これからの自分

保護犬が幸せに
犬を送れる
仕事もしたい



好きな食べ物



粒あん 毎日あんぱんトースト おんこは手づくり



たかはし まさよし
高橋 正佳

気になったら相談・動いてみる。相手の立場になって話を聞く。

特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）
地域ケア実践モデルプロジェクト参事
兼 地域生活支援拠点担当チーム長
気仙沼市生まれ。仙台市内の福祉系専門学校卒業後、障害者支援施設、介護保険のデイサービスに勤務し、2012年現法人に入職、現在に至る。
プライベートでは、町内の神社のお祭りや「おやじの会」の活動にも関わっており、公私ともに地域の活動にも参加

好きなこと



博物館、城めぐり

好きな食べ物



地域イベントのお手伝い 木の刺身 まいばうの酢味噌和え 気仙沼の地酒

繋がる事って人が生きていく営みの中では必要なこと。繋がりが切れる時があっても、新たなつながりができるチャンス。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 事務局次長
兼 地域福祉部長
1987年に仙台市社協に入職。現役職は4年。社会福祉士、介護支援専門員、キャリアコンサルタント



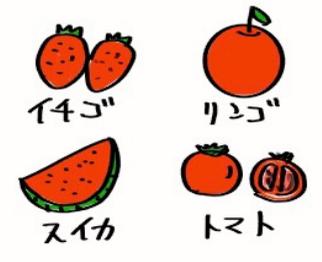
いわぶち のりみつ
岩淵 徳光

好きなこと



時代小説を読むこと 体を動かすこと 御朱印収集

好きな食べ物



イチゴ リンゴ スイカ トマト

参考資料

参考資料①

令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 基礎編 資料(厚生労働省) P26
「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について(全般)」

参考資料②

仙台市におけるCSWについて P40
* 「CSW実践事例集」から抜粋(令和5年7月)

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業について (全般)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 日本社会の状況変化
- 地域共生社会の理念と経緯
- 重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方
- 重層的支援体制整備事業をどうデザインするか
- 重層的支援体制整備事業研修教材の活用

• 日本社会の状況変化

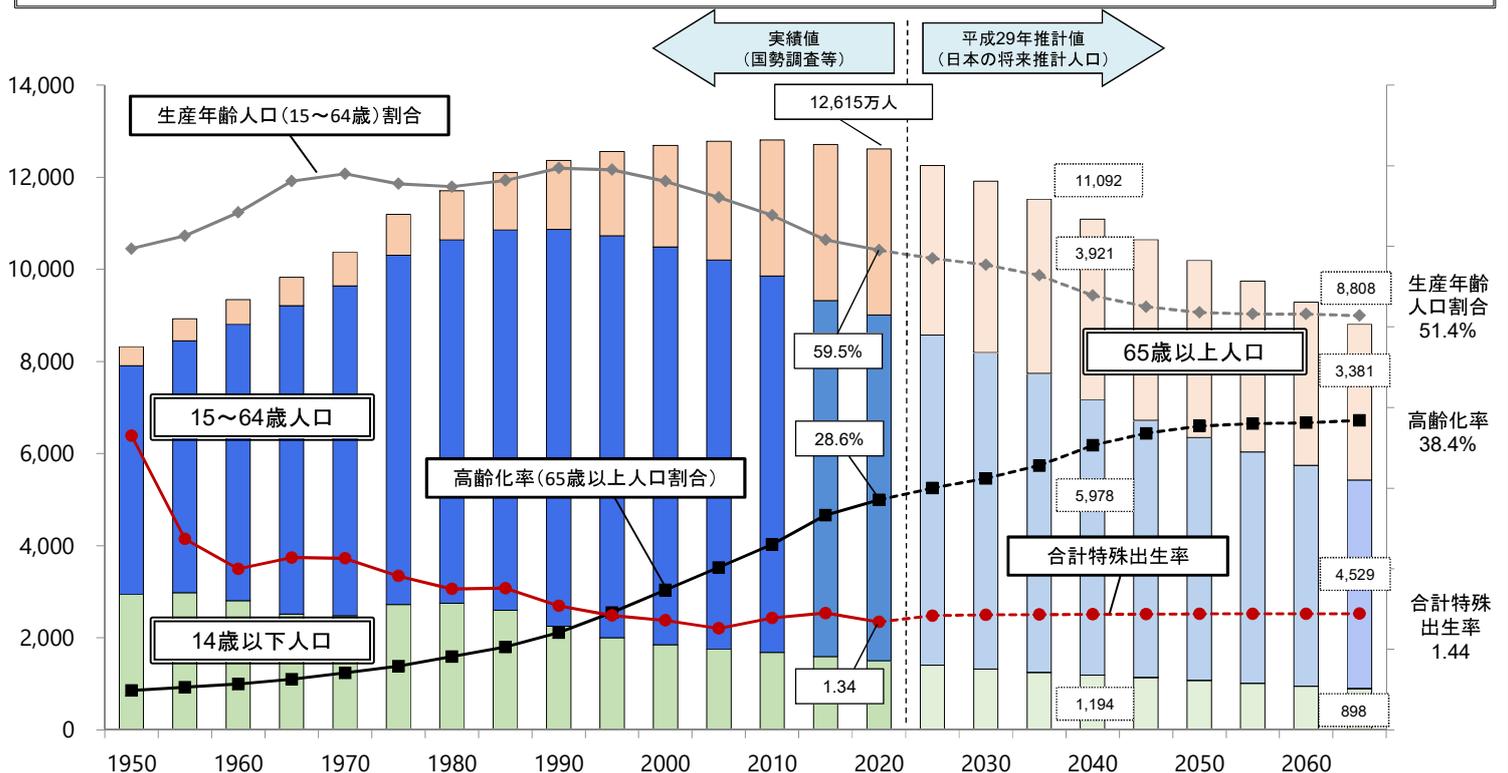
- 地域共生社会の理念と経緯
- 重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方
- 重層的支援体制整備事業をどうデザインするか
- 重層的支援体制整備事業研修教材の活用

ひとくらし、あらいのために



日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

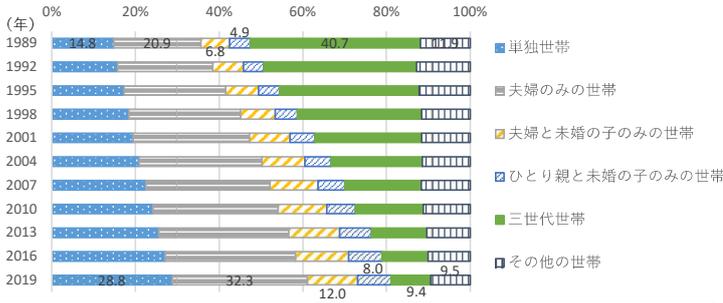


出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

世帯と地域社会の変容

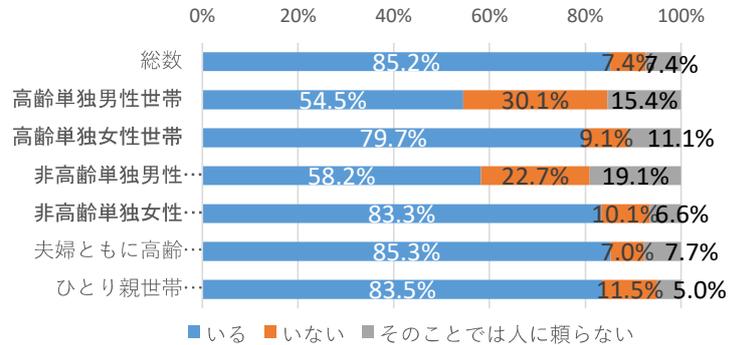
○ 平成の30年間で、三世帯世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少。

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



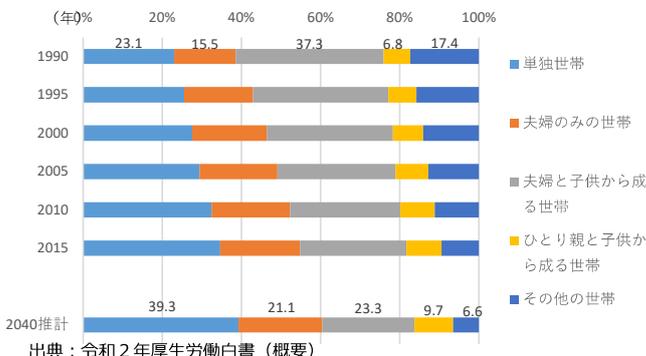
○ 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2017年）



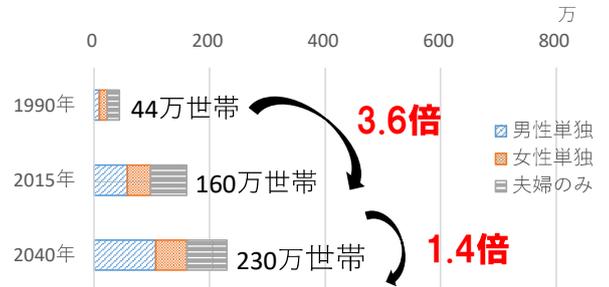
○ 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

世帯総数・世帯類型の構成割合の推移



出典：令和2年厚生労働白書（概要）

日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯



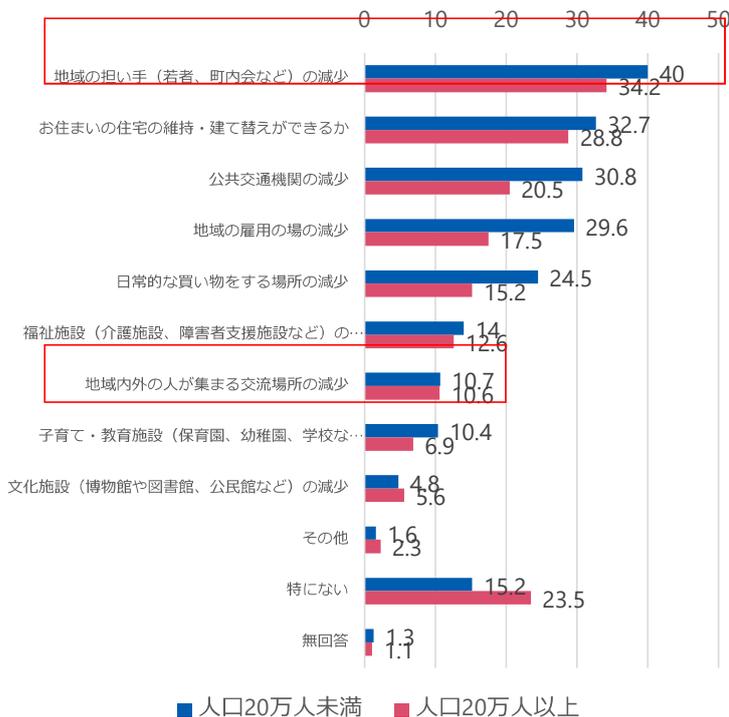
4

地域社会の暮らしに関する世論調査

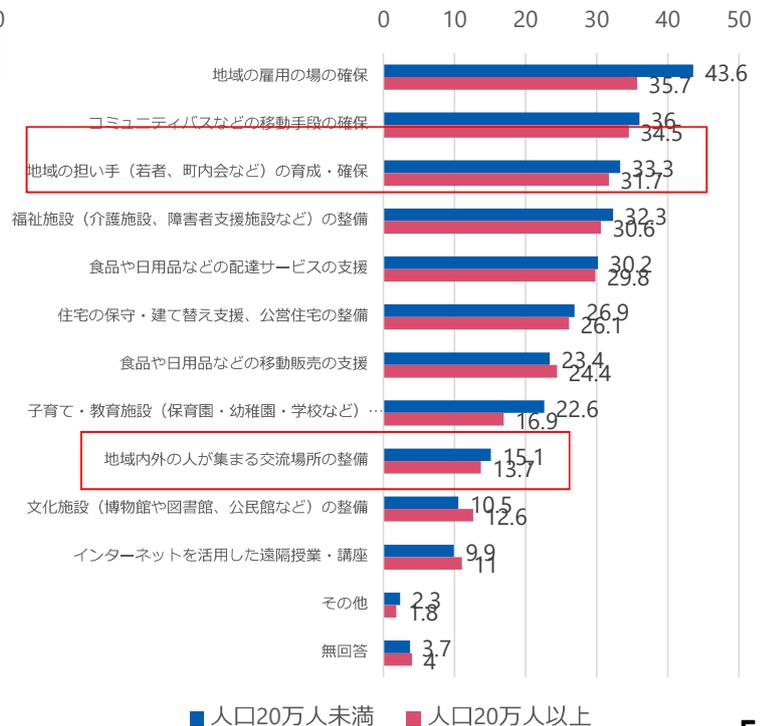
○ お住まいの地域における将来の生活環境について不安に感じていることはあるか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の減少」を挙げた者の割合が高く、「地域内外の人が集まる交流場所の減少」は10%程度となっている。

○ お住まいの地域における生活環境について、行政はどのような施策に力を入れるべきか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の育成・確保」を挙げた者が30%程度、「地域内外の人が集まる交流場所の整備」が15%程度となっている。

地域における将来の生活環境に対する不安なこと



地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策



(参考) 地域社会の暮らしに関する世論調査(内閣府 令和2年10月)

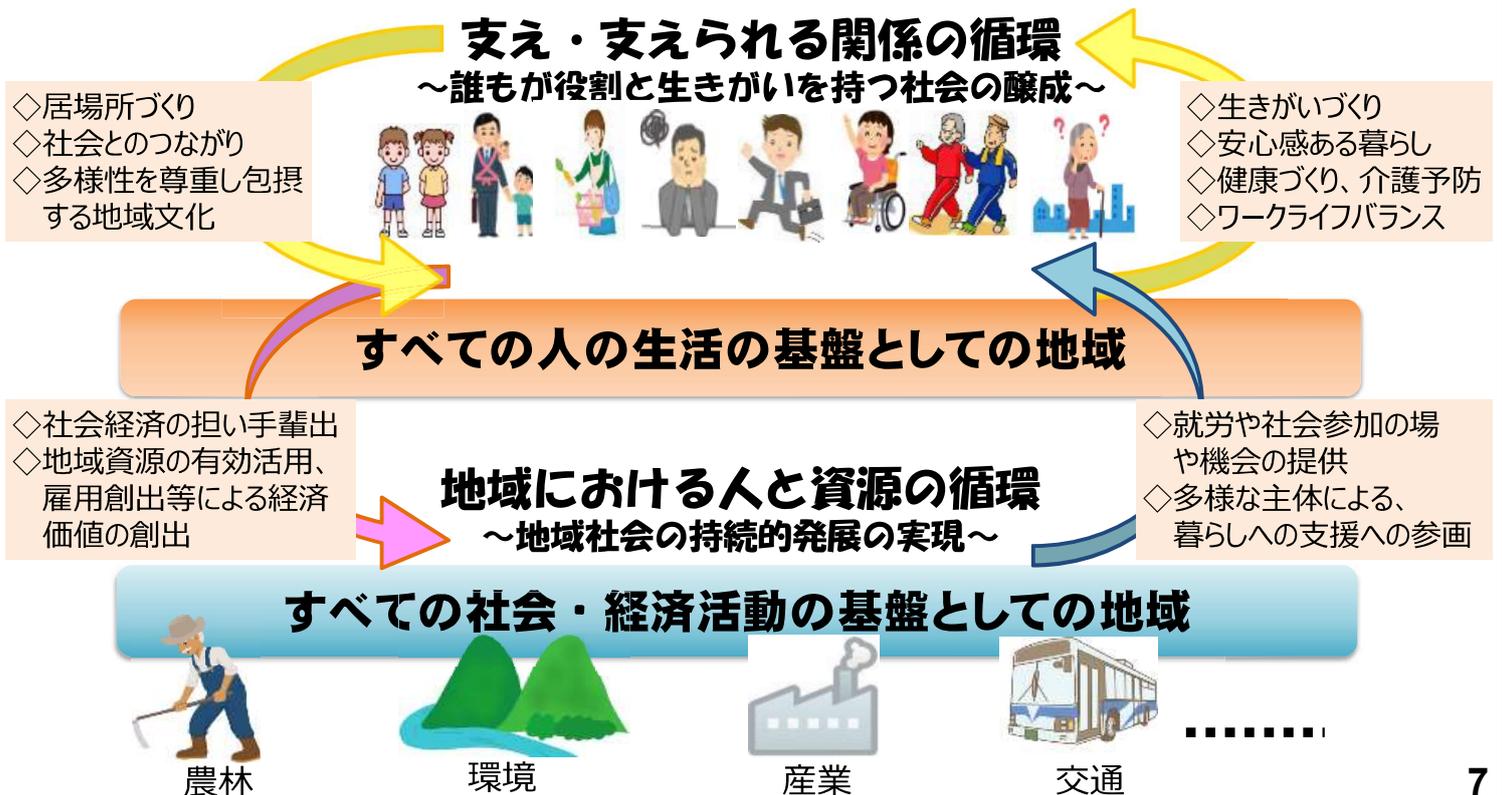
5

2

- ・ 日本社会の状況変化
- ・ **地域共生社会の理念と経緯**
- ・ 重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方
- ・ 重層的支援体制整備事業をどうデザインするか
- ・ 重層的支援体制整備事業研修教材の活用

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定

8

地域福祉の推進 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第4条

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、**障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標**を指すものである。」

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

9

平成29年6月改正(新設)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

市町村は、**地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める**

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

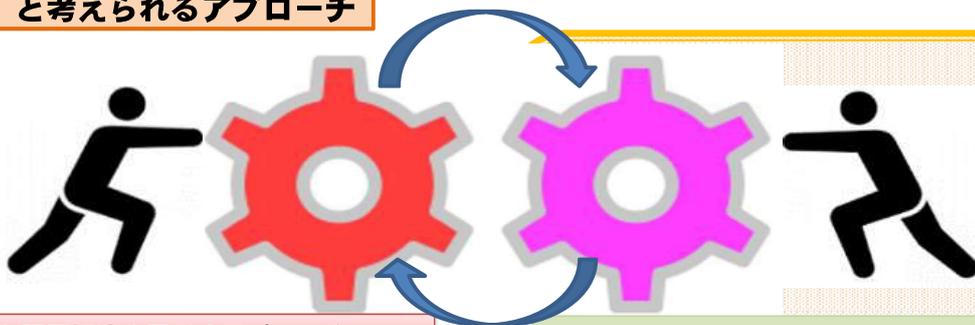
例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
 - ・「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
 - (※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

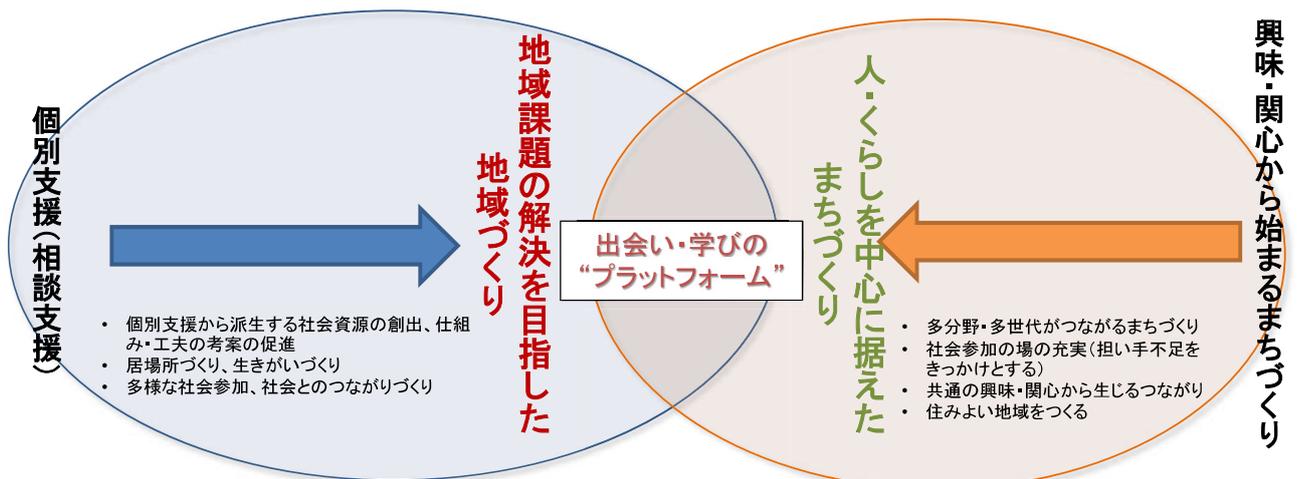
12

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

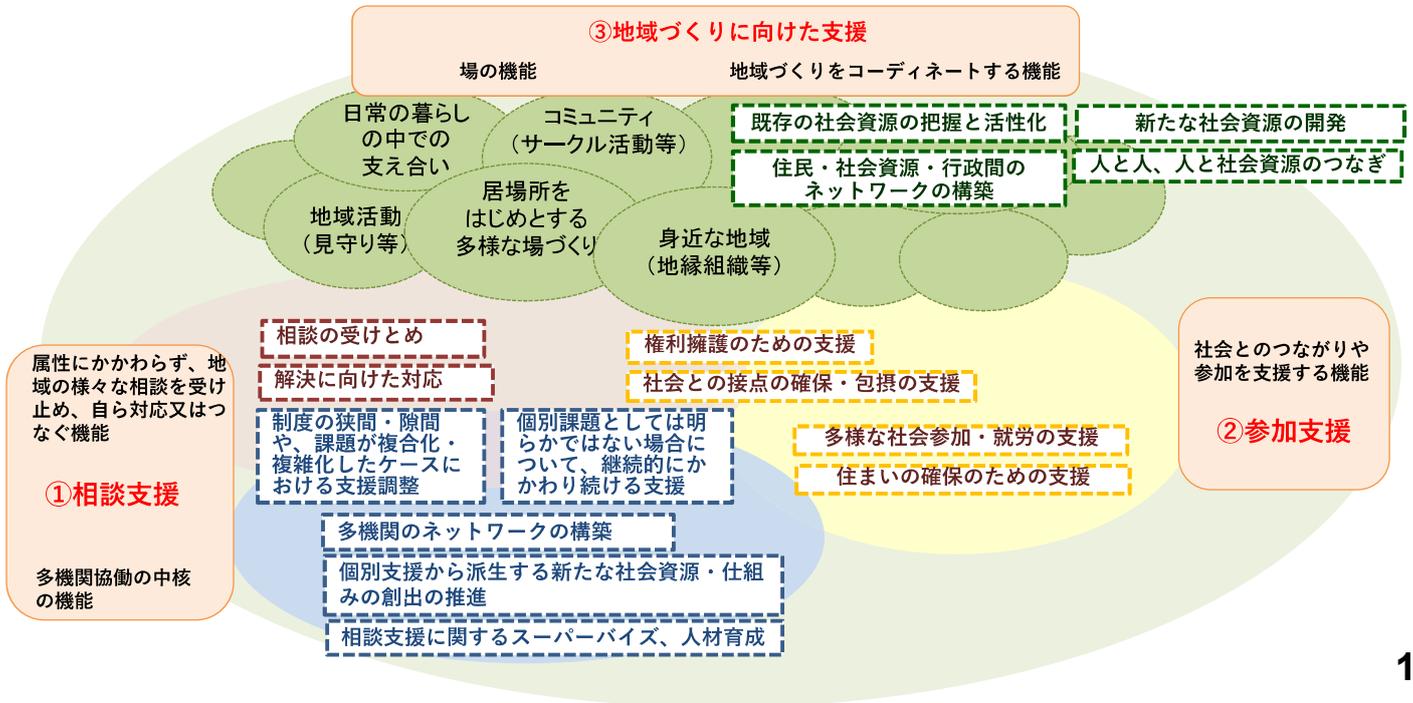
まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



13

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

3

- ・ 日本社会の状況変化
- ・ 地域共生社会の理念と経緯
- ・ **重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方**
- ・ 重層的支援体制整備事業をどうデザインするか
- ・ 重層的支援体制整備事業研修教材の活用

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

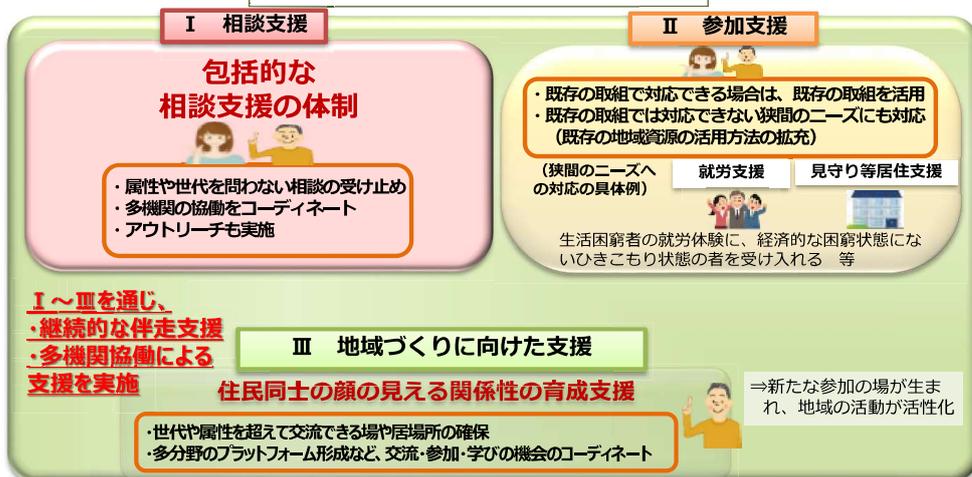
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

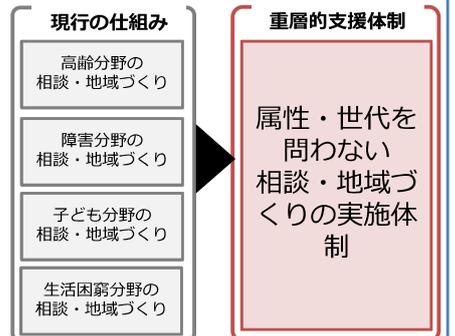
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包括的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

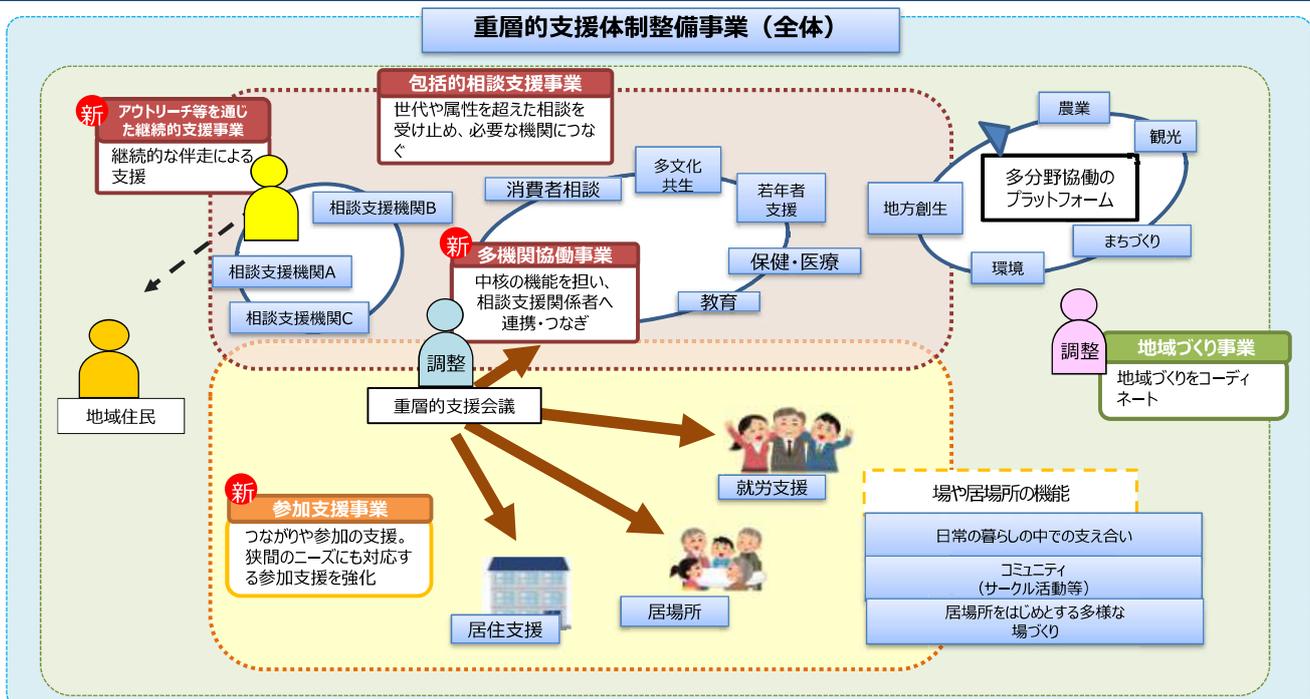
3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包括的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

18

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



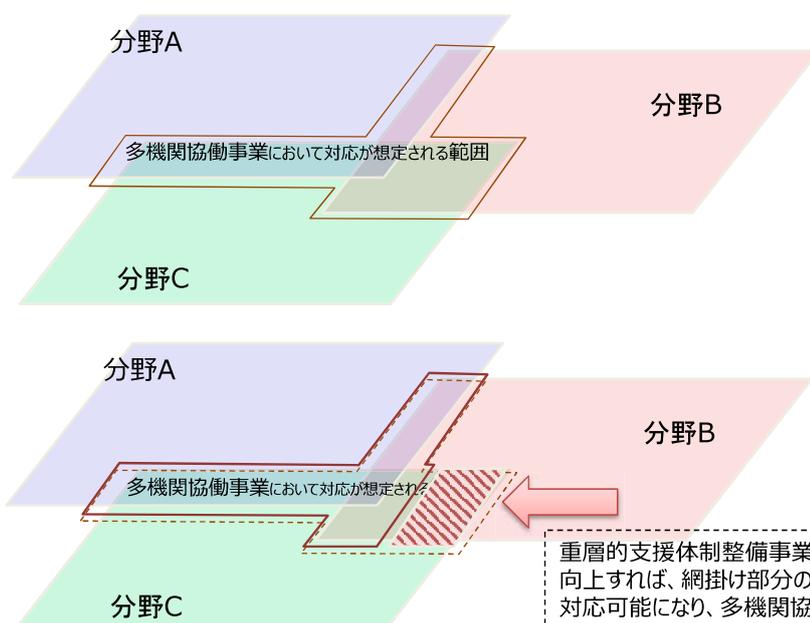
19

4

- 日本社会の状況変化
- 地域共生社会の理念と経緯
- 重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方
- **重層的支援体制整備事業をどうデザインするか**
- 重層的支援体制整備事業研修教材の活用

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要

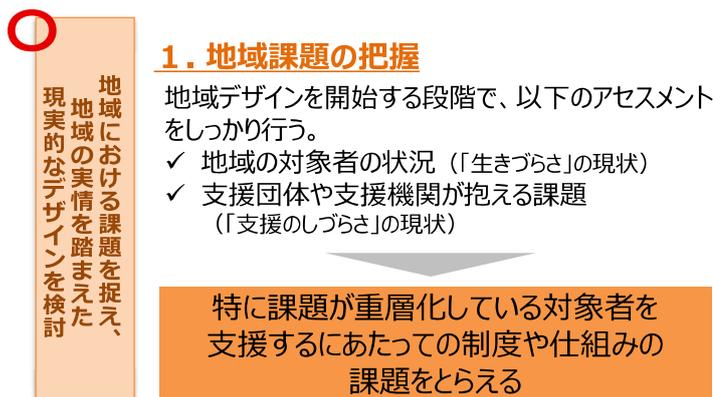
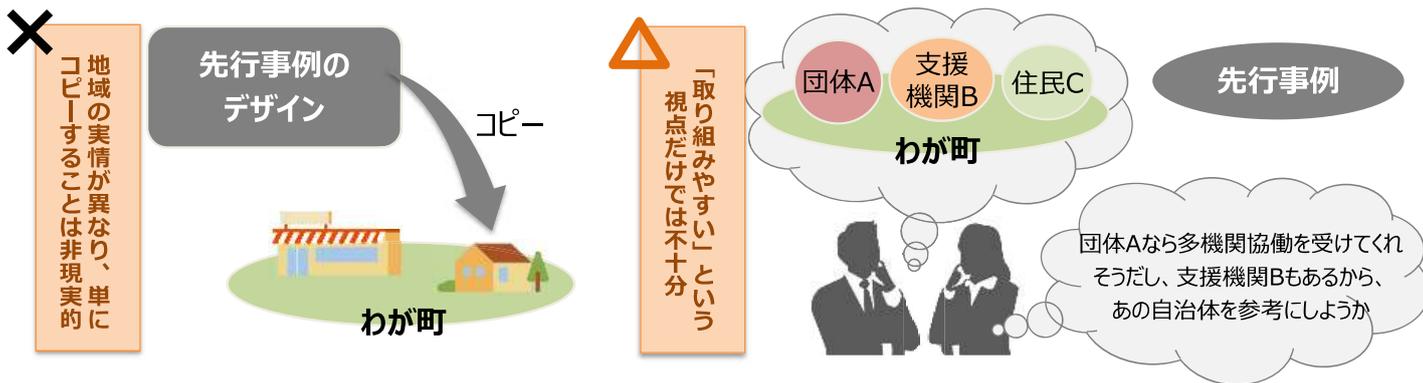


② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか

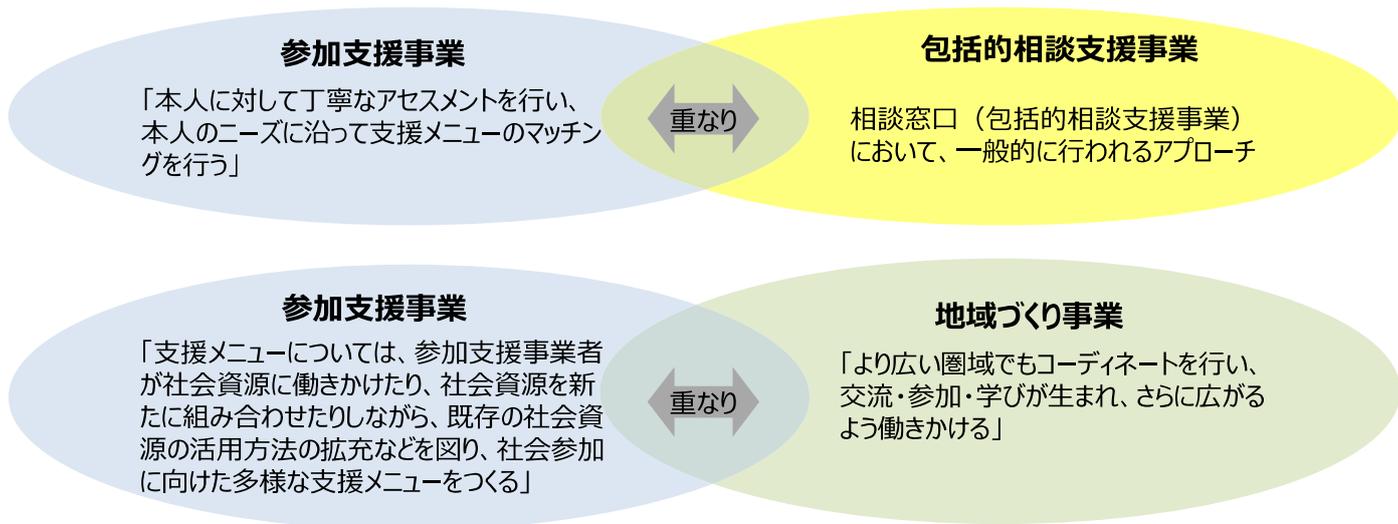


2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

事業を柔軟にデザインできるように、各事業間の重なりがある



各事業は、制度や仕組み上の「支援しづらさ」の解消を目指しているため、事業間でその役割を柔軟に調整して、事業全体をデザインできるように 重なり部分が用意されている。

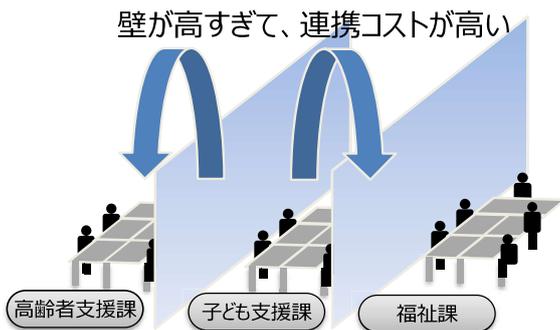
この重なり部分がある点こそが、本事業の最大の特徴。

【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

縦割りの弊害を取り除くが、縦割りをなくすわけではない

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



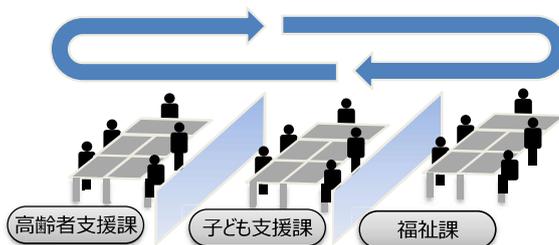
✕ 制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

- ・ 日本社会の状況変化
- ・ 地域共生社会の理念と経緯
- ・ 重層的支援体制整備事業の枠組み・考え方
- ・ 重層的支援体制整備事業をどうデザインするか
- ・ **重層的支援体制整備事業研修教材の活用**

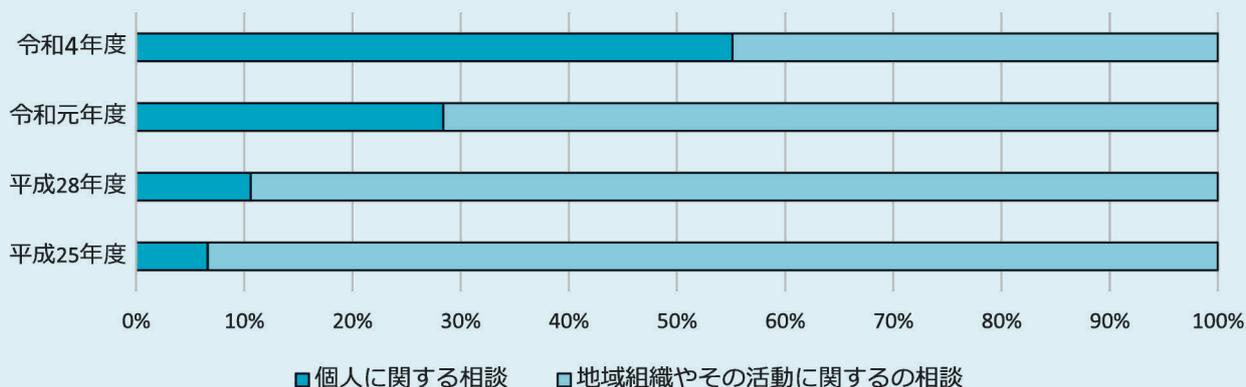
形態	テーマ	科目名	到達目標
オンデマンド (講義動画)	包括的支援体制 の制度的理解	地域共生社会の理念及び包括的支援体制構築の必要性① (日本社会の状況等を踏まえた必要性の理解)	地域共生社会 の理念、目指 す姿、事業の 全体像を人に 説明できる
		包括的支援体制の制度的理解・考え方	
	包括的支援体制 における個別支 援の考え方	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について(全般)	
		重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)	
		伴走型支援の考え方	
		地域共生社会の理念及び包括的支援体制構築の必要性② (多様な相談者像を踏まえた必要性の理解)	
		連携のあり方①理念編 ②実践編	
		多機関連携による支援のあり方(模擬重層支援会議)	
	包括的支援体制 の構築	相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的実施について	
		重層的支援体制整備事業の体制整備について	
	地域づくり	地域づくりに向けた取組について	
		地域への働きかけ	
	振り返り	視聴した気づき・学びと課題認識について整理する	

仙台市における CSW について

本会 CSW は、平成 25 年度に 11 名という体制で開始し、東日本大震災後に整備された復興公営住宅の所在する地域における支え合い体制づくりを重点業務としていました。

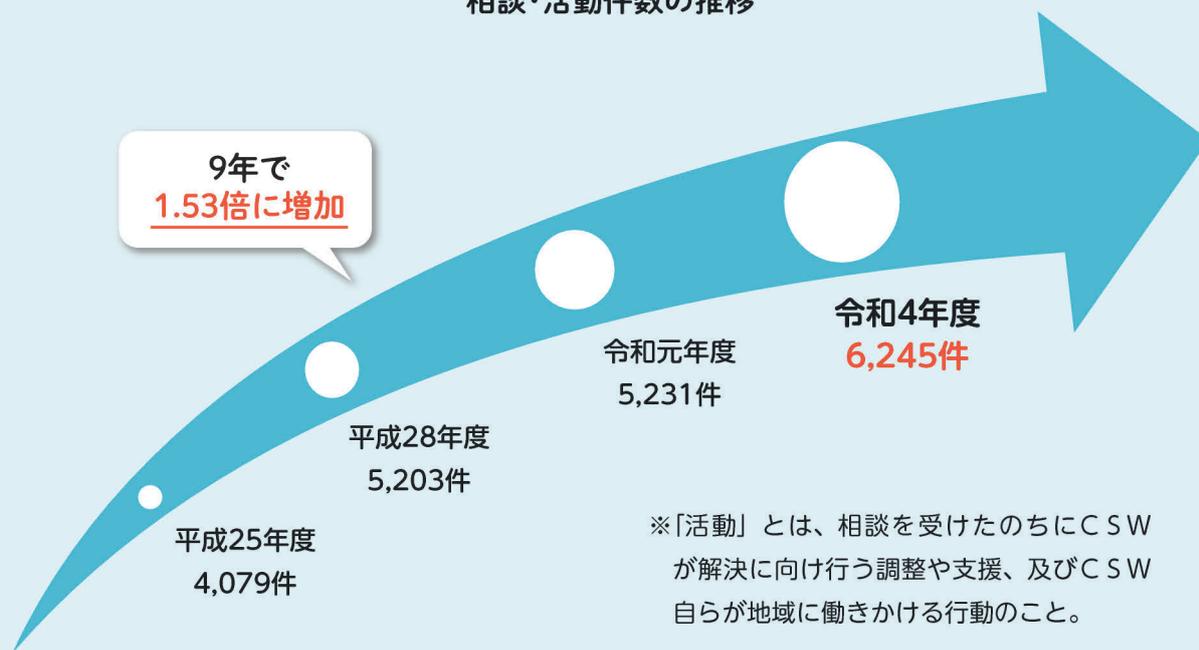
当初は地域組織からの相談が中心であった CSW も、その後、地域共生社会実現に向けた国のモデル事業への参画や「第 1 層生活支援コーディネーター設置業務」の受託を経てその機能を強化し、徐々に個別支援に係る比重を高めてきました。

相談内容における個人と地域組織の割合(百分率)



令和 4 年度には、各区・支部事務所に計 23 名の CSW が配置され、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）との協働による地域福祉課題解決の支援や生活支援体制整備に係る取り組みの推進、包括的支援体制の充実化など、多岐に渡る役割を担っており、それに伴い相談及び活動件数は年々増加しています。

相談・活動件数の推移



CSW のこれまでの配置展開

平成
25
年度

各区・支部事務所に合計で11名のCSW(正職員)を配置

第3次本会地域福祉活動計画及び第2期仙台市地域保健福祉計画に基づいて、地域福祉を推進するためのコーディネーターである「コミュニティソーシャルワーカー」を配置する

平成
28
年度

宮城支部に1名増員配置でCSW12名へ

復興公営住宅整備地域において取り組んできた支援の方法や手順、知識を、身近な地域での課題解決に向けた住民の主体的な活動への支援に活かし始める

平成
29
年度

国のモデル事業である「地域力強化推進事業」に取り組む

地域とCSWの協働による課題解決推進地区 = 「CSW協働推進地区」を区・支部事務所ごとに毎年2地区ずつ指定して重点的な地域福祉活動支援を始める

平成
30
年度

国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組む

太白区事務所にて個別の困りごとの相談にあたるCSWを1名増員する

令和
2
年度

国の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に取り組む

区・支部事務所の増員に加えボランティア担当職員等にもCSWを発令し、市域全体で22名のCSWを配置し、以下の取り組みを進める

- (1) 福祉に関する相談の受け止め体制の強化と、課題を抱える世帯への支援の充実
- (2) 地域包括支援センターによる地域づくりの取り組みへの支援
(第1層生活支援コーディネーター設置業務として仙台市より受託)

令和
3
年度

「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」(多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)に取り組む

これまで実施してきた補助事業を整理し、「仙台市コミュニティソーシャルワーカー配置事業」として仙台市より受託する

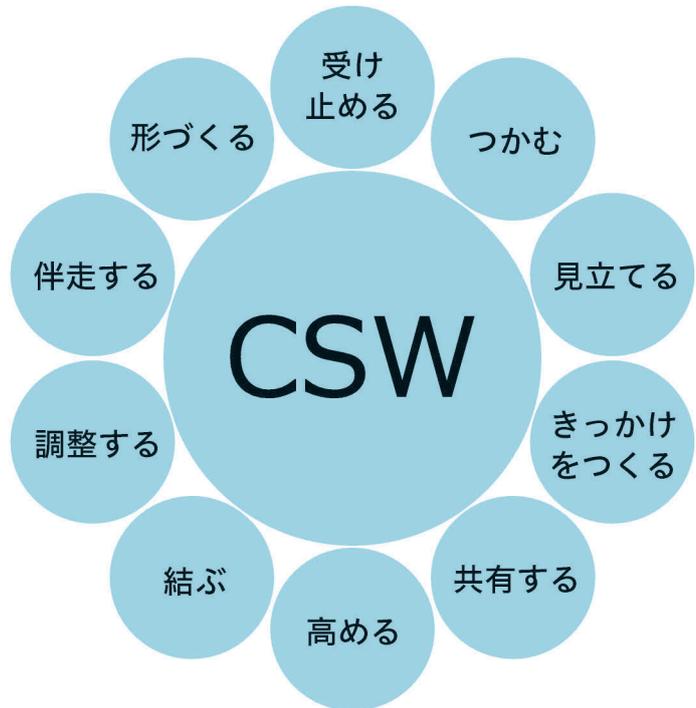
令和
5
年度

各区・支部事務所に4つの機能を担うCSWが配置され、合計で24名となる

CSW の役割

CSWは、相談者や地域活動者を取り巻く状況や環境などに合わせて、求められる役割を必要な範囲で組み合わせながら支援していきます。

これらの役割は順を追って段階的に展開されるものではなく、その時々で、CSW自身が求められる支援の手法を見極め、相談者や地域住民の主体性を大事にし、関わりの度合いを見定めながら支えていきます。



<p>受け止める</p> <p>相談者や活動者の不安や課題を把握する。想いを受け止め信頼関係を構築する。</p>	<p>つかむ</p> <p>住民の声や事業の結果などから地域共通の課題を認識する。活動や関係する社会資源、キーパーソンになりそうな人の存在などを住民とともに把握する。</p>	<p>見立てる</p> <p>課題の優先順位を考える。支援計画の見通しを立てる。必要な関係者を想定する。</p>	<p>きっかけをつくる</p> <p>様々な場面で伝える、提案する。(必要に応じて) 率先する。話し合いの場をつくる。</p>	<p>共有する</p> <p>話し合い等を通して、課題や情報、状況、成果、活動に対する想い等を共有する。</p>
<p>高める</p> <p>地域課題を住民とともに把握し、活動の必要性を捉える。現状を振り返り次の展開を考える。</p>	<p>結ぶ</p> <p>近所の住民同士や福祉活動の担い手の接点をつくる。活動団体と関係機関の連携を図る。</p>	<p>調整する</p> <p>活動における団体や関係機関の考えを整理する。支援者間の役割の調整をする。</p>	<p>伴走する</p> <p>活動の中心となる人と事前準備を整える。相談者や活動者に寄り添い課題の把握や支援を行う。</p>	<p>形づくる</p> <p>具体的な取り組みに向け、関係者間でイメージを共有しながら、仕組みをつくっていく支援をする。</p>

CSW の 4 つの機能

機能 1 生活支援・介護予防の体制整備 に向けたコーディネート (第1層生活支援コーディネーターの機能)

- 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくり支援
- 関係機関のネットワーク形成 など



機能 2 個別支援

- 個別の困りごとの相談対応
- 民生委員児童委員や福祉委員等の地域活動者の相談対応やサポート
- 地域活動者と専門機関のつなぎ など



機能 3 地域活動支援

- 地域活動に関する相談対応
- 地区社協、町内会等が行う見守り支え合い活動の支援 など



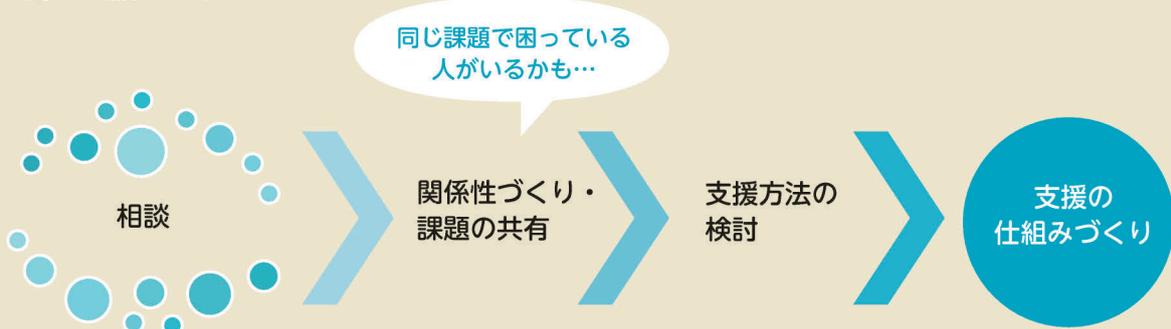
機能 4 ボランティアコーディネート

- ボランティアマッチング
- NPO・ボランティア団体活動支援
- 企業や大学の社会貢献活動支援
- 福祉学習 など



CSW の支援のポイント

地域の団体や個人の困りごとをお聞きし、課題を整理・共有する中で、**地域内の課題の共通性や活動の必要性、地域資源の活用可能性に着目し**、一人ひとりが抱えている困りごとを地域の課題としてともに話し合いながら、解決に向けた住民同士の支え合い活動を支援します。



CSWへの主な相談内容

個別

個人や世帯の困りごとや個人の取り組み等に関する相談

病気、ケガ

心身の障害に関する支援策

生活困窮
(生活資金不足、
借金、食料支援、
住まい不安定など)

認知症、
在宅介護

生活環境改善、
近隣住民トラブル

社会参加、
ボランティア活動

など

地域

地域福祉活動の立ち上げや見直し、活動方法等に関する相談

見守り、生活支援
の体制づくり

サロンや
コミュニティカフェ
などの集いの場づくり

活動資金、
助成制度

地域団体や活動の
情報発信

ボランティア団体
の立ち上げ、
活動の見直し

など



CSWが行う主な支援



※CSWは上記のような支援活動を組み合わせて、様々な相談や地域のニーズなどに応えています。

第 21 回 地域福祉セミナー開催要綱

1 目 的

社会保障制度は、身近に頼れる家族、安定した雇用、地域社会でのつながり等を前提としてきましたが、社会構造の変化の中で、近年、従来の制度では想定していなかった問題が増加しています。地域福祉の現場においても、制度・サービスで解決できないもの、複数の専門機関での対応が必要なもの、問題が複雑に絡み合っているものなど、対応に苦慮する相談が少なくない状況です。

そのような背景の中、仙台市では、「つながる支援」として、令和5年度より重層的支援体制整備事業が開始し、専門職同士の関係性をより強固にするとともに、これまで以上に地域住民の支え合い活動と連携することで、支援を必要とする人も、支援をする人も、孤立しない仕組みづくりを目指しています。

本セミナーでは、仙台市が行う「つながる支援」の趣旨と、孤立する人をつくらないために今後求められる地域づくりについて理解を深め、人と人とのつながりを絶やささない支援のあり方について考える機会とします。

- 2 主 催 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 仙台市
- 3 共 催 仙台市地域包括支援センター連絡協議会
- 4 後援(予定) 仙台市連合町内会長会、仙台市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部、仙台市共同募金委員会、仙台市老人福祉施設協議会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、(社福)仙台市手をつなぐ育成会、(社福)仙台市障害者福祉協会、(特活)仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、(特活)せんだい・みやぎNPOセンター、(社福)宮城県社会福祉協議会、(一社)宮城県社会福祉士会、仙台商工会議所、(公社)仙台青年会議所
- 5 日 時 令和5年11月16日(木) 13:15~15:45
- 6 テーマ 「重なり、つながる支援の実践に向けて」
- 7 会 場 【会場参加】仙台市福祉プラザ 2階ふれあいホール
(仙台市青葉区五橋2丁目12番2号)
【オンライン参加】各参加者の自宅や職場等(インターネット環境必須)
※申込時に会場参加またはオンライン参加のどちらかを選択
- 8 参加対象 地区社協役員・福祉委員、民生委員児童委員、町内会関係者、地域包括支援センター職員、NPO、企業、学校、その他関心のある方
- 9 参加費 無 料
- 10 定 員 会場参加：250名(先着順)

11 内 容(予定)

時 間	内 容
12 : 30	受付開始
13 : 15	1 開 会
13 : 25	2 行政説明『つながる支援（仙台市の重層的支援体制整備事業）について』 説明者：仙台市健康福祉局地域福祉部社会課
13 : 35	3 基調講演『人と人がつながる、これからの地域づくり』 講 師：東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏
14 : 25	休憩
14 : 35	4 パネルディスカッション『つながりを絶やさない支援のかたち』 パネリスト 中田西部地区民生委員児童委員協議会 会長 伊藤 正之 氏 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター 地域ケア実践モデルプロジェクトグループ 参事 高橋 正佳 氏 仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長 伊丹 さち子 氏 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 事務局次長 岩淵 徳光 コーディネーター 東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一 氏 ※グラフィックレコーディングにより発言の記録・図式化を行います。
15 : 45	5 閉 会

12 申込方法

令和5年11月6日（月）までに所定の申込書に記入の上、郵送・電話・FAX・Eメールのいずれかにてお申込みください。定員の都合上、参加不可の場合のみお知らせします。

【申込後について】

(1) セミナー受講決定について

オンライン参加の場合、ZOOM ID 及びパスワードをお送りします。

(2) 資料について

会場参加される方には、当日会場にて資料をお渡しいたします。

オンラインにより参加される方は、資料データを下記の仙台市社会福祉協議会ホームページ上に11月9日（木）までに公開しますので、ダウンロードして必要に応じて印刷をお願いします。（※仙台市社会福祉協議会で検索）<http://www.shakyo-sendai.or.jp>

【オンライン参加の場合の動画視聴方法等について】

(1) オンライン参加の場合、動画を視聴するにあたり、インターネットに接続したパソコン等の端末が必要となりますのでご準備ください。

(2) 動画は、ZOOM でライブ配信します。

(3) 動画視聴のための ZOOMID 及びパスワードは、申込締切後に別途メールでご案内しますので、申込書に、必ずメールアドレス、連絡先をご記入ください。

13 その他

ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。自家用車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

14 問合せ・申込み先

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 地域福祉係
仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 6F
電話：022-223-2026 FAX：022-262-1948
Eメール：tiiki@shakyo-sendai.or.jp
HP：<http://www.shakyo-sendai.or.jp>

令和5年11月

発行 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会